

第1回三番瀬再生実現化試験計画等検討委員会 議事録

日時 平成19年9月20日(木)
午後6時00分~午後8時55分
場所 千葉県国際総合水泳場 会議室

目 次

1 . 開 会	1
2 . あいさつ	1
(1) 千葉県三番瀬再生計画の全体像について	1
3 . 委員紹介	2
4 . 議 事	3
(1) 三番瀬再生実現化試験計画等検討委員会の設置について	3
(2) 千葉県三番瀬再生計画（基本計画及び事業計画）における 干潟的環境形成等について	1 5
(3) 今後の進め方について	2 8
(4) その他	3 3
5 . 閉 会	3 4

1. 開 会

三番瀬再生推進室 定刻になりましたので、ただいまから、第1回「三番瀬再生実現化試験計画等検討委員会」を開催いたします。

司会進行を務めます千葉県総合企画部企画調整課の西織と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、横山委員、能登谷委員から、所用のため欠席との連絡がございました。また、座席表に名前が入っておりますが、先ほど清野委員からも、急用で欠席との連絡がございました。

現在、委員20名中、代理出席も含め17名の出席をいただいております。設置要綱案第5条第2項に定める会議の開催に必要な委員の過半数11名を充足していることを報告いたします。

はじめに、配付資料の確認をさせていただきます。

お手元の資料として、

会議次第

その裏面に、検討委員会の委員名簿がございます。

資料1 1 三番瀬再生実現化試験計画等検討委員会要綱(案)

資料1 - 2 (参考1) 個別の検討委員会の位置づけについて

資料1 - 3 「個別の検討委員会」の設置に係る基本的な考え方について

資料2 - 1 千葉県三番瀬再生計画(事業計画)における位置づけ

資料2 - 2 平成18年度三番瀬再生実現化検討事業における調査結果概要

資料2 - 3 平成20年度三番瀬再生計画(実施計画)の方向性について(案) 抜粋

資料3 平成19年度三番瀬再生実現化推進事業のスケジュール(案)

さらに、参考資料として、委員の方のみに配付しておりますが、

「三番瀬の変遷」

三番瀬再生計画案

それから、青いホルダーに入っている

三番瀬再生計画(基本計画)

三番瀬再生計画(事業計画)

三番瀬再生計画(事業実施計画)

それから、緑色のファイルで平成18年度三番瀬再生実現化検討事業報告書を配付しております。この報告書は、まことに申しわけございませんが、2人1冊で御覧いただくようお願いいたします。

また、委員の皆様には、机の上に委嘱状を入れた封筒を置いておりますので、よろしくお願いいたします。

2. あいさつ

三番瀬再生推進室 それでは、議事に入る前に、千葉県総合企画部理事の荘司から御挨拶を申

上げます。

庄司総合企画部理事 皆様、こんばんは。総合企画部の庄司でございます。

委員の皆様方には、委員への就任について御了承いただきまして、また、本日は大変御多忙な中を第1回目、ちょっと長い名前でございますが、三番瀬再生実現化試験計画等検討委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

御承知のこととは存じますが、千葉県では、三番瀬の再生・保全を目指して「千葉県三番瀬再生計画」を作成いたしまして、この計画に基づきいろいろな事業を推進しているところでございます。基本計画、事業計画、実施計画とございますが、毎年度作成する実施計画において44の事業を位置づけておりますが、本日この委員会で御検討いただきたいと思っております干潟的環境形成、淡水導入、自然再生というこの三つの事業は、三番瀬の再生にとって特に重要かつ大きな役割を担う事業と考えております。こうしたことから、三番瀬再生会議での議論に加えまして、この3事業の実施についていろいろな角度から具体的あるいは実践的な御意見をいただきたく、この委員会を設けたところでございます。

本日は、「次第」にございますように、検討委員会の設置について、三番瀬再生計画における干潟的環境形成等について、今後の進め方といったところについて御意見、御議論をいただきたいと思っております。

これらの重要な事業が円滑に、また実効性のあるような形で進められるよう、建設的な御意見をいただけますよう、よろしく願いいたします。

3. 委員紹介

三番瀬再生推進室 続きまして、配付した「次第」の裏面の委員名簿に従い、委員の皆様を紹介させていただきます。

まず、学識経験者の委員の皆様を紹介いたします。

江戸川大学教授の吉田委員でございます。

千葉大学准教授の倉阪委員でございます

東京大学大学院助教の清野委員は、本日、欠席されております。

日本大学教授の遠藤委員でございます。

首都大学東京准教授の横山委員は、本日、欠席されております。

東京海洋大学教授の能登谷委員も、本日、欠席されております。

国土交通省国土技術政策総合研究所海洋環境研究室長の古川委員でございます。

次に、漁業関係者委員を紹介いたします。

南行徳漁協専務理事の及川委員でございます。

市川市行徳漁協専務理事の中島委員でございます。

地元住民委員を紹介いたします。

市川市南行徳地区自治会連合会会長の歌代委員でございます。

浦安市自治会連合会代表の岡本委員でございます。

環境保護団体委員を紹介いたします。

「浦安三番瀬を大切に作る会」の上野委員でございます。

「千葉の干潟を守る会」の竹川委員でございます。

最後に行政関係者委員を紹介いたします。

市川市行徳支所長の田草川委員の代理で、行徳支所行徳臨海対策課長の東條様です。

浦安市市長公室長の伊藤委員の代理で、市長公室企画政策課長の石川様です。

千葉県総合企画部副参事の露崎委員です。

千葉県自然保護課長の庄司委員の代理で、自然環境企画室の若梅室長です。

千葉県水産課長の平山委員の代理で、水産振興室の塩野室長です。

千葉県河川整備課長の佐藤委員です。

千葉県河川環境課長の増岡委員です。

委員の紹介は以上でございます。

4. 議 事

三番瀬再生推進室 これから議事に入ります。

はじめに、会議開催結果の確認を担当していただく方を決めさせていただきます。

今回は、遠藤委員と歌代委員お願いいたします。よろしくをお願いいたします。

(1) 三番瀬再生実現化試験計画等検討委員会の設置について

三番瀬再生推進室 まず、議題(1)三番瀬再生実現化試験計画等検討委員会の設置について、事務局から説明いたします。

三番瀬再生推進室 議題(1)は「三番瀬再生実現化試験計画等検討委員会の設置について」ということで、資料1-1、1-2、1-3で説明させていただきます。

まず、資料1-2「個別の検討委員会の位置づけについて」を御覧ください。

三番瀬再生会議は、その下部組織で評価等をされている三番瀬評価委員会がございますが、それ以外に、県が策定する再生計画に基づき実施する事業について、県のほうで必要に応じて設置する検討委員会として「個別の検討委員会」というものがございます。

「個別の検討委員会」の過去の設置の例ですが、資料1-2にございますように、市川海岸塩浜地区護岸検討委員会、三番瀬環境学習施設等検討委員会という既に二つの検討委員会が設置されておりますが、今回設置するこの検討委員会も、三番瀬再生計画の中で重要な事業である干潟的環境形成、淡水導入、自然再生(湿地再生)と大きく三つの事業があるのですが、その三つの事業について検討する検討委員会を設置したほうがいだろうということで、今回、設置することになったものです。

「個別の検討委員会」はどのようなものか。これは資料1-3ですが、平成17年4月27日に県が三番瀬再生会議に示しているものがございます。

簡単に説明いたしますと、「知事は、円卓会議から提案された『三番瀬再生計画案』の適正な実現に向け、県が策定する再生計画及び再生計画に基づき策定する実施計画並びに事業実施に当たって助言をいただくことを目的に、『個別の検討委員会』を知事の下に設置します」ということになっております。ですから、今回の検討委員会は、ここで言っている「個別の検討委員会」として設置しようとするものでございます。

また、この委員会は、2番目に書いてありますように、学識経験者を中心とした委員構

成ですが、委員会の性格に応じて必要な分野を追加することになっています。先ほど理事の挨拶にもありましたが、実際的な、あるいは実効性のある検討もこの委員会での検討の中には必要ですが、科学的な知見に基づく検討を基本としながら、漁業者の皆さんたちの経験的な知見や一般県民の方たちの意見を聞きながら検討を進めていくべきだろうということで、こういったものが設置されることになっております。

その後に書いてありますように、これまでの再生会議でのいろいろな議論や検討の状況をよく知っておられる再生会議の委員にも、できるだけ検討委員会の中に委員として入っていただきたいということで、再生会議との連携を図っていこうとするものです。

最後に3番目に書いてあります「情報公開と住民参加」ですが、この会議はすべて公開で、かつ検討のプロセスがわかるように、委員以外の方もこの会議に参加できるような形で対応していきたいと思っております。

資料1-2に戻りまして、「個別の検討委員会」ですが、右側の「個別の検討委員会の流れ」ということで、「個別の検討委員会の設置及び検討結果等について説明・意見」。去る9月11日に開催された第21回三番瀬再生会議において、県のほうから、こういうメンバーで、こういう要綱で検討委員会を設置したいという説明をしております。また、今後、この検討委員会が設置された後は、検討結果については、必要に応じて、随時、再生会議に県のほうから説明したいと思っております。

具体的な委員会の要綱案に入ります。資料1-1です。

これについては、第1条から第8条まで条文がございます。

まず第1条として、本委員会は、三番瀬再生実現化試験計画等検討委員会（以下「委員会」という。）と称する。この検討委員会が具体的に何を検討する委員会なのかがわかりやすいように、こういう名称にしております。

第2条（目的）ですが、三番瀬再生計画、これは基本計画に基づいて事業計画が定められているわけですが、事業計画に基づいて実施している干潟的環境形成の検討・試験、淡水導入の検討・試験、自然再生（湿地再生）事業、この3事業について県が年度ごとに実施計画をつくっていくわけですが、そういったものにあたって、あるいはこの事業を実施していくにあたって、学識経験者の皆さんやいろいろな方たちの具体的な助言をいただいた上で進めていきたいということで、それを目的として委員会を設置することにしております。

第3条（委員及び任期）ですが、この委員につきましては、次ページに構成がございますが、きょう皆さん出席いただいているので説明は省略しますが、学識経験者、漁業関係者、地元住民、環境保護団体、行政関係者ということで、関係する方たち合計20名以内で検討委員会を組織することにしております。

続きまして委員の任期は、この事業自体が実施計画の検討等が1年ごとのスパンというものもあるので、1年間を任期としております。ただ、検討の継続性とかそういったものもございますので、再任は妨げないで、1年でなくても2年、3年とやっていただく場合もあると考えております。

3項目としては、もし委員が何らかの事情でお辞めになったときは、補欠の任期は前任者の在任期間であるということ。通常の委員会の定めになっております。

第4条ですが、委員会には委員長を1名及び副委員長を1名置く。委員長については、

ほかの環境学習、護岸検討委員会と同じように、委員の中から知事が指名することにさせていただいております。3項、4項については、委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。副委員長は、委員長がいろいろ会務を行っていくわけですが、それをお助けいただくようなこともございますので、委員長の指名に従って決めたいと思っております。

第5条ですが、今回は第1回目ということで委員長がまだ決まっておられませんので、知事から会議の招集をいたしました。第2回目以降は委員長が招集して委員長が議長となって進めさせていただきます。

2番目として、これは通常の規定ですが、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3番目は、「行政関係者については、委員に事故があるときは、その者の職務を代理または補佐する者に代理させることができる」ということを規定しております。これについては、委員になっている課長は、いろいろ忙しいとは思いますが、できるだけ出ていただくということはあると思いますが、多忙な方が多いと思っておりますので、同じ行政機関のその仕事を代理または補佐している方に出ていただくことで、この検討会の中での検討を進めていくような形がやりやすいのではないかとということで、こういう規定を設けております。これは通常の審議会等に設けられている規定でございます。

4項としては、「必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる」ということを規定しております。

第6条として、「事務局は、県の企画調整課三番瀬再生室に置く」ということにしております。事務局は、当然、委員会の運営に必要な事務を行う。

第7条（議事の公開）、「委員会は、公開するものとする。」

最後、「（補足）」ですが、「この要綱に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で決める」ということで、主要な項目についてはこの中で設けられているのですが、さらにここで十分に設けられていないようなもの、あるいはもう少しこういったものについて設ければいいというものが出てきた段階で、そういったものは委員会に諮って定めることもできるという規定でございます。

「附則 この要綱は」と書いてありますが、第1回目の会議が本日ですので、平成19年9月20日から施行するということにしたいと思っております。

検討委員会の委員については、ここに書いてありますように合計20名の方に委員になっていただいておりますが、任期は、きょうから1年間、20年9月19日までまずお願いしたいと考えております。

県のほうでつくった検討委員会の要綱案の説明は、以上でございます。

三番瀬再生推進室　ただいま事務局が説明した三番瀬再生実現化試験計画等検討委員会の設置について、御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

竹川委員　まだ議長が決まっていないので、事務局に質問したいと思っております。

この検討委員会の設置の前段の話になるかもわかりません。

といいますのは、19回、20回の再生会議で、再生の問題について、試験段階に入るまでの検討すべき問題ないしは要望がたくさん出されておりました。江戸川放水路の放水による土砂とか、淡水の大変な放水の問題から始まって、再生イメージワーキンググループの作業を継続したらどうだ、また行徳湿地からの淡水導入の提案も市川市のほうからも

ございましたし、蓮尾さんのほうからも具体的な淡水導入の提案が出されたりしておりますし、御承知のように、湿地再生の問題も、日の出の件についても関係者の説明を聴くとかいうこともありましたし、また、市川のほうの湿地再生の問題もまだ十分な論議がされていないし、若干県と市との関係も齟齬がある、そういうふうなことがたくさんございまして、そういう問題を含めて再生の実現化事業をどういうふうに進めていったらいいのかという、素朴な入口での論議があったわけです。その論議はたくさん出たわけですが、最後に、「そういった事業をやるために、とにかく事業を発展させよう」という会長のまとめで終わっているわけです。で、きょう、これを迎えているわけです。

ですから、これからつくろうとする長い名前の検討委員会が、そういう再生会議で出されたような重要な問題をここで引き続き論議していくのか。それを論議していきませんか、具体的な試験の段階までの道筋が通っていかないわけなので、そういうことをここで論議していくのか。論議していくとすれば、それなりの要綱なり、それなりのテーマによる構成委員の問題も、全部絡んでくるわけです。そんなことから、一概に、湿地再生、淡水導入、干出域の形成と言いましても、そういうベースになる論議がされていませんか、この会議が後になって円滑な論議に進んでいかないのではないかと非常に強く考えるわけです。

その辺の問題を、きょう御出席の委員の方々がどういうふうにお考えになって、了解なさって、こういう議題を進めていくということなのか。それがないと、要綱の問題も具体的にはなかなか難しい論議になってくるのではないかと思います。その点は、確認といいたまいますか、今の事務局の報告についての私の意見ということで述べさせていただきました。

三番瀬再生推進室　今の竹川委員からの御意見ですが、県のほうが考えているのは、今おっしゃられたようなことをこの検討委員会の中で全く検討しないということではございません。ただ、事業計画あるいは実施計画の中で、干潟的環境形成、淡水導入、湿地再生については、検討及びその後の試験を進めるということがうたわれておりますので、まずそこら辺についても御検討いただきたい。ただ、それだけに限るわけではございませんで、今言われたようなことについても、きょうはそこまで御意見いただける時間がないと思いますが、次回以降、委員の皆さんからそれぞれの意見を開陳していただくような時間も設けたいと考えております。まず、検討・試験をやっていくについても、それぞれの方たちがどのようなお考えをお持ちなのかをはっきり言っていただいた上で、相互理解を深めて進めていかないと、なかなかそういう検討・試験もうまくいかないのではないかと考えております。

吉田委員　第2条(目的)のところに対する意見ですが、現在、(1)(2)(3)と三つの事業、これは平成19年以降に近く行おうとしている試験内容について挙げているのだと思いますが、三番瀬再生のためにやることはこれだけではない。三番瀬全域にわたって、もっとたくさんあると思います。そうすると、この検討委員会の要綱は、四つ目、五つ目ができたときは、そのたびに要綱を変えるということにするのか、それとも、足してそこに読めるような言葉を入れておくのかということが一つの解決方法になると思うのですが、私の提案としては、一つは、(4)として「その他、三番瀬再生の実現に資する事業」というようなことを入れて、ほかにも考えなくてはいけないことが生じた場合はそこで読めるようにしたらどうかという提案をさせていただこうと思うのですが。それが少し曖昧だということであれば、この三つが書いてあるけれども、それ以外のことも議論するのだという御理解で進めるのかどうか、その辺を始める前に確認したいと思っています。多分

(1)(2)(3)があるので、委員の方も比較的、浦安、市川関係の地元の方が中心ですが、場合によっては船橋沿岸のこともあるかもしれないですね。そういった場合は、委員は5条の4を使うのか、さらに加わっていただくのかということも関係してくると思いますが、とりあえずはそっちは置いておいて、第2条について、足したほうがいいのか、あるいは、ここに書いてないけど、広く議論するのだという理解でいいのか、そこを確認しておきたいと思います。

三番瀬再生推進室　今の吉田委員からの意見ですが、県はこの干潟的環境形成、淡水導入、自然再生については、再生計画に盛り込まれている44の事業のうち3事業ということで、その事業計画に基づいて実施している事業についてここで検討いただきたいと考えております。ですから、なかなか読みにくいかもしれませんが、「(検討事項)試験計画、モニタリング計画、試験による周辺環境への影響予測等」ということで、「等」という言葉もございますし、この中でももう少し幅広の検討もやっていただけるのかなと考えております。

それと、4に「その他三番瀬の再生に資する事業」と書くのも一つの方法だと思っておりますが、「その他三番瀬の再生に資する事業」といった場合に、実際に事業計画に載っている事業なのかどうかというのがちょっとわかりづらいと思っておりますので、できればこの形でそういった幅広の検討もこの中でやっていただくということをお願いできたらと考えております。

倉阪委員　今の点ですが、そうであれば、「その他三番瀬再生に資する事業であって、三番瀬再生計画(事業計画)に掲載された事業」というふうにバスケットクローズを置いておく。今は三つしかないですが、項目として明らかに増えてしまう場合が将来は考えられると思います。そういった場合に、今申し上げたように、「その他三番瀬再生に資する事業であって、三番瀬再生計画(事業計画)に掲載された事業」というものがあれば、要綱を変える必要はなくなるのかなと思うのですが。

歌代委員　今の件ですが、第8条(補足)でフォローできないんでしょうか。「この要綱に定めるものの他、委員会の運営に関する必要な事項は委員会で定める」とうたっているんで、今の提案はの中でフォローできないのかなと。

三番瀬再生推進室　今の歌代委員からの意見ですが、名称、目的はこの検討委員会の根幹になるものですので、それを「(補足)」で「ほかに定める」という形で定めるのは、県としてはちょっとできないかなと。定めるとすれば「(目的)」のところできっちり決めないと、この検討委員会の目的自体が曖昧になってしまうと考えております。

岡本委員　第2条の(1)(2)(3)は、何年ぐらいのスパンをもってこの事業を展開するのですか。それによって、例えば44の項目の中で、これが終了後、次の項目に入っていくことも可能なかなと。ただ単に項目を挙げて、この3点だけ目的を持って審議をするということになりますと、何年もかかると今みたいな問題が生じてくると思います。

三番瀬再生推進室　今の岡本委員の意見ですが、この事業は第1次事業計画、18年度から22年度までが当面の事業計画期間になっておりますので、まず22年度までの間にやることを検討していくという考えでございます。

及川委員　今まで私がいろいろな委員会に委員として出席したり、また傍聴したりした感じで言いますと、目的はなるべく三つなら三つに絞って、この三つの目的はすごい大変なことですよ。これ、干潟的環境といたって、これはいろんな問題が出てくると思うんですよ。

その中で対応できると思うんですね。あまり間口を広げちゃうと、一つの意見がまとまらなくて、あっち行ったりこっち行ったりで、結論なんかなかなかまとまるまで行かないんじゃないですかね。だから、とりあえず三つに絞っているのだから、この範囲の中で検討段階でいろいろな話が出てくると思いますから、その段階で検討すればいいと思います。

倉阪委員 4番目の項を置かなくても、事業計画のときに、明らかにこの委員会にかけたほうが望ましい事業であって、新しい三つに入らないものが出てきた段階で要綱を変える、そういう対応を取るということであれば、今回はこの三つということで問題はないかと思います。

遠藤委員 第2条の「(目的)」に、これについての「具体的な助言を受けることを目的する」ということが明記されておるわけです。及川委員から先ほど話がありましたように、これは具体的に計画するわけで、実際は計画はかなり具体的な話が入ってきますし、実際にやるとなるとかなり時間もかかるだろうと思います。実施に向けても、おそらくこの委員会ではモニタリングとかそういったことにも関係してきますから残るだろうと思います。もう一つは、あまり多岐にわたってしまいますと、いろいろ委員会がオーバーラップしているなことをやってしまうということで、方向性が明確にならない。先ほど話がありましたけれども、そういう意味で、むしろ私は、特化して、このことについてあくまでも「事業実施に当たって助言を受ける」ということを明記してあるわけですから、それでいいんじゃないか。あまり広げてしまうと、収斂しなくなってくる。しかも内容が、これは非常に深いです。大きいです。長い時間がかかると思いますし、実際にいろいろな事例が出てくると思いますので、そのように思います。

竹川委員 今の問題に関連するのですが、再生についての個別会議は、既に漁場再生とか護岸の検討会議とかありますし、まだはっきりとしていないですが、行徳湿地のほうの整備の協議会、これなども湿地再生、淡水導入、土砂供給、全部絡んでくるわけですね。ほかの個別の会議なり協議会の関係と、もう一つは、大本の再生会議と、その評価部門を持つ評価委員会、いわゆる再生会議との関連ですね。これは最初に私がお話ししたように、そのところの問題をきちっとしておきませんと、それこそオーバーラップしてきますし、また再生会議のほうで蒸し返しの論議になってしまう。二度手間の論議になってくる恐れがあると思います。

そういうことからしますと、後から要綱の「(目的)」のほうに話が入るのですが、その前に、今申しました他の個別会議は、すべて円卓会議ないしは再生会議の場で要綱とか構成とかかなり長時間論議いたしまして、また修正もその場で行われているわけです。今回の実現化検討委員会の場合は、再生会議では報告事項となっておりまして、必ずしも今言っているような問題も再生会議自体がまだ論議をあまり深めていないという、大きな手落ちというのでしょうか、そういうのがあるわけですね。私もまたいろいろ注文したいと思うのですが、その問題をこの検討委員会の場で決定していく権限があるのかどうか。本来はそういったものはほかの個別検討会と同じように再生会議の場で議題として取り上げてきちっと決めておくべき問題ではないか。この場で話をしますと非常に時間の浪費かもわかりませんが、その辺を今までの個別の会議の議題との関連で問題にしたいと思います。

それから、護岸の検討会議の場合は、「(目的)」のところにもきちんとその辺のことが明記されていますね。県の基本計画との関連であるとか、再生会議との関連であるとか、そ

ういものをちゃんと明記して位置づけをはっきりとさせているのです。そういう点で、この場合はその辺の文句がなぜないのかということが非常に疑問になってくるのですね。それは先ほどの論議と関連するのですが、そういう点が要綱としては問題としてあるのではないか。

とりあえずそれまでにしておきます。

三番瀬再生推進室　いま竹川委員からあった意見についてですが、再生会議については第20回三番瀬再生会議、これは8月1日に開催されましたが、このときに議事として「三番瀬再生実現化推進事業の検討組織等について」ということで、報告ではなくて議事として説明させていただいております。そのときには、個別の検討委員会として県としては組織したいという説明をして、県としては基本的にはそういう方向で御了承いただいたと思っております。その後、9月11日に開催された第21回三番瀬再生会議で、その流れを受けて、県としてはこういうもので検討委員会を組織したいと、メンバーと要綱を含めて説明しているところでございます。

それと、今言われた中で、検討委員会自体の扱いですが、これについては、ほかの環境学習、護岸改修と同じような手続を踏んで進めていると、うちのほうは考えております。

吉田委員　第2条に戻りますが、先ほど及川委員、遠藤委員から、三つに絞って議論したほうがいいのではないかと提案がありまして、あまり焦点がぼけないほうがいいということでございます。それについては、そういう意見が多かったということはわかりました。

ただ、これは市川塩浜の護岸と違うところは、三番瀬全体の再生の中で初めてその地域の再生というものがあるものですから。護岸は、かなり焦点を絞って、そこについての議論でしたけれども、それとは違って、三番瀬全体の再生のこともこの中で話さないとならないということがあると思います。そこが読めるようにしたいと思ったわけです。

そこでもう1回提案を変えますが、4を入れるのはやめて、第2条のところを「三番瀬再生計画（事業計画）に基づき実施する次の各号に掲げる事業及びその検討に必要な事項について」というふうに、「に必要な」を入れていただけたらいかがでしょうか。今、江戸川放水路からの行為の問題とかいろいろありますが、そういったものもこういった（1）から（3）の中に大きな影響があるわけですね。そういったものも含めて、（1）から（3）そのものではないけれども議論できるようにしておきたいということで、そういった提案をさせていただきたいと思います。

岡本委員　この会議は、県の再生44項目の中から抜粋した3項目を実現化したいと。これは科学的知見の下に実現化したいということだろうと思いますが、これは再生会議に説明するというところでございますので、この実現に必要な助言、補助をすると。早く実現化するための科学的知見の下にこの3項目についていろいろと行うということなんでしょうね。佐藤さん、どうでしょう。

三番瀬再生推進室　おっしゃるとおりでございます。

岡本委員　そうであれば、何ら問題なく44項目の中の3項目について早く実現を見るべく科学的知見の下にこれを皆さん方で協議・検討する、そういうふうに私は認識をしたところでございます。よろしいですね。

三番瀬再生推進室　今の吉田委員からの意見についてですが、「検討事項について助言を受けることを目的として委員会を設置する」と書いてありますので、上の部分を「検討に必要

な事項」と直しますと、下の「検討事項」という部分をあわせて直す必要があるかと思えます。場合によっては、そこをどういうふうにするか御意見を伺いたいと思えますが。それをもって、どうするか相談したいと思えますけれども。

古川委員　今いろいろお話を伺っておりまして、科学的な答えを出さなければいけないという本検討委員会の役割を考えると、一つは、目的を絞れば絞るほど答えを出しやすい。答えを出したときに「実は、ほかのところも検討してもらったのだよ」と後から言われると、せっかく答案を出したのに100点をもらえない。100点を目指して90点でも80点でも頑張るとというのが、検討委員会の趣旨だと思います。ここで書かれているのは、「何を検討する」という要望だと思います。ここはできる限り具体的に限定的に書いて構わないと私は考えています。

吉田委員が御心配になっていることは、それを解くときに、答えとしてはそれを出すのだけれども、何を参考とするのか、どういう情報を使って考えていくのかということだと思います。そこは、例えば干潟的環境について検討するから干潟のことだけ考えるのではなくて、三番瀬全体の環境の情報をももちろん参照します、または、三番瀬再生会議で出されているような情報を参照しますということで、使っていけばよろしいのだと思います。ですから、ここは目的として何を答えに出しますかということだから、そこには書かれていなくて、どうやってその目的に達するかという部分の工夫の仕方なのではないか。それはこの要綱の中に出てこない部分ですので、委員同士の思いとしてきちんと目配りをして検討していきましょうねという申し合わせでよろしいのではないか。そのために各いろいろな分野の専門家が呼ばれているのだらうと理解しております。

この要綱についての変更の希望はございません。

竹川委員　今の問題に関連したことですが、できるだけ全体のほうに目配りをしながら、干潟的環境という問題一つ取りましても、あちこち場所もございまして、その条件も全部違うわけですが、ここの検討会議での視点をだんだん広げていきますと非常に大変なことになっていく。一方、三番瀬再生会議のほうも、再生に関わる問題ということですからかなり広いわけですし、そこでも専門家または評価委員会の専門家もいらっしゃいます。再生会議のほうは、ただ助言をするということではなくて、一つの意見を述べるし、場合によっては知事に提言もする、そういう権限を持っているわけですが、その点が矛盾してきます。できるだけこれを広げると大変な負担になってきますし、一つの試験問題にたどり着くまでにかなり大きな作業をしなくてははいけません。

それを私は心配しまして、事務局のほうにあらかじめ質問をしましたら、試験等の技術関係に限定的な仕事をするのだという話がありました。特に技術的なところに焦点を絞ってやるということであれば、この目的についても、また検討事項についても、少し表現を変えていかないと非常にわかりにくくなるし、先のほうに行くと間口が広がってしまうという問題で、再生会議との関係も非常にやりにくくなってしまおうということがあると思えます。

事務局のお話と、いま全体を論議してきて、できるだけ全体の目配りもしていくのだという幅広論議、今の段階でどうお考えなのか、ちょっと伺いたいと思えます。

三番瀬再生推進室　今の竹川委員の意見に対する話ですが、県としましては、試験計画やモニタリング計画の検討だけに特化するということではないのですが、事業計画の中にその二

つを今後 22 年度までの間に実施していくということが書いてございますので、事業計画に基づいてそういった検討はやっていただきたい。ただ、それとあわせて全体的な論議も、うちのほうは否定するものではございません。

遠藤委員 何が心配なのかよくわからないのですが。干潟にしても、淡水導入にしても、あるいは自然再生（湿地再生）にしましても、局部的な、そこだけ見ればいいという問題ではないのですね、もともとが。ですから、干潟的な環境をつくるにしても、周辺の環境なども見なければいけませんし、あるいは生態系の保全だとか、関連した水質浄化だとか、いろんなことがおのずから絡んでくる。そういう面では広角的なんですね。ある意味、理想的なものをつくるための諸条件といいますが、そういうものを提示する。それをもとに県が具体的な事案をつくって、再生会議で審議をして、やる。

護岸もそうだったのですが、理想的なものといいますが、絵に描いた餅でもいいから、「こういうものをつくるのだ」というものが明確になってなかったのですね。ですから、ここでは、これから非常に重要ないろいろな課題があるだけに、少し目に見える形にしなければいけない。そのために具体的な形をつくっていくわけですが、その過程で何が最も重要で考慮しなければいけないか。それを考慮した結果、どういう形のものできたか、あるいはできるか、そういう議論をするための提案をするのではないかと考えているのですね。ですから、再生会議では当然それらは提案されて、そこで決められて実施していくと考えているのですが。だから、ここでは、そういうことでいろいろな状況を考慮した上で検討していくのだろうと思います。

会の冒頭から、この会がオーソライズされている会なのか、されてない会なのか、何かわからないというニュアンスに受け取れるのですが。その辺のことで何が心配なんですかね。私はよくわからないのですが。

吉田委員 先ほど自分が話したことの続きで。

今、古川委員、遠藤委員から、この三つを挙げたとしても、その背景となるような三番瀬全体の環境についての議論、あるいは三番瀬の環境全体に影響を与えるようなものについては当然話すのだ、という発言がございましたし、事務局からもそのようなことだという返事をいただきました。それがコンセンサスとして委員の間で了解されていけば、私としては「(目的)」はこれで結構だと思います。

歌代委員 結構です。

竹川委員 いま遠藤さんからおっしゃった点です。

私が一番心配しているのは、再生会議が、実質上、いま役割を果たしていない。それは、規程とか、報告がなかったとかいうわけではないのです。それは、片方では、こういう個別の会議で予算絡みでどんどん進んでいかないと、行政としても進められないと思います。おそらく月 1 回ペース以上にやっていかなければ、これはなかなか難しい。そうしますと、再生会議のほうは次回は 11 月ですし、おそらく試験計画もその次の二月後、来年に入ったらに試験計画案を出すということになってくると思います。

とにかくいま私たちが一番心配していますのは、円卓会議から既に 7 年になってきておりますこの住民参加による三番瀬の再生の論議が、いま非常に希薄になってきている。その点を一番心配しているのです。今のお話ですと、この中で実質やっていけば何も心配は要らないのではないかと。決めたものを、例えば護岸なり、漁場再生会議はまた別なので

しょうが、そういう割合に単純な問題であってもこれだけ苦労しているわけですから、今度の問題は、前にも話があったように三番瀬再生本番の事業ですから、それは再生会議なり基本計画を中心にして十分踏まえた上で、論議すべき点はそこで論議をし、またここで詰めるべき問題は限定してきちっと技術的なフォローをしていくという役割を分担していないと、さらに一層、再生会議の空洞化と言っては失礼かもしれませんが、そういうのが続いていくのではないかと。

三番瀬再生推進室　今の竹川委員の話ですが、県は何も再生会議を無視してこちらの検討委員会で勝手に決めてしまうというようなことは一切考えておりません。ただ、再生会議の中で事業計画、実施計画をいろいろ御検討いただいて、最終的に事業計画、実施計画が決まったものと考えております。現在やろうとしていることは、その事業計画ないし実施計画に基づいて具体的にそこに書いてあるような検討とか試験をやろうとしているものですので、全く再生会議の考え方を無視してやっているということは当たらないのではないかと思います。

遠藤委員　いま竹川委員から話があったことも私はうなづけないわけではないですが、あんな大きなメンバーの中で、具体的なものが提案されない限りは、なかなか議論ができないですね。そのために、こういういろいろな検討委員会がそれぞれ付託を受けて、それぞれ再生会議に提案して議論していただくという形を取るべきじゃないかということは、私は前から思っています。そういう意味で、ここですべて決まるとは思っておりませんし、むしろ忌憚のない意見を出し合って、理想的なものをつくるためにどうしたらいいかということをご提案するということであって、あんな大勢のところでも議論しても決まらないので、そのための委員会ではないかと思っております。ですから、早く具体的な議論に入れるようにしたほうがいいのではないかと思いますけれども、それでどんな問題が起きるのかなと思っております。再生会議にかけてやっていくということですから、問題はないんじゃないでしょうか。

三番瀬再生推進室　ほかにございますか。

竹川委員　要綱をこのようにしてほしいという提案です。

倉阪さんのように具体的にズバッと出てこないのですが、検討委員会の名前が非常に長くて、これを略称にいたしますと「実現化検討委員会」とか何かになってしまうと思うんですね。これを全部言いますと、寿限無じゃないですが、大変長くなってしまいます。そういうことから、この中に技術という問題を入れていただく。

倉阪委員　我々は技術的検討だけやるわけではないです。

竹川委員　そういうことなんです、何か名前を、いい案がありましたら。

倉阪委員　そこは、本質のところじゃないと思います。具体的な議論を始めましょうよ。

竹川委員　それから目的につきましては、「助言を受ける」ということで受身になっているわけですが、これは護岸の検討委員会と同じように「計画に基づいて再生会議と連携して」とか、そういうふうにしておきませんか、県の位置づけがわかりにくい。

倉阪委員　設置する主体は県ですから、助言を受けるという立場のはずですね。

竹川委員　この検討委員会が県の会議なのか。

倉阪委員　県の会議です。これは県の会議なんです。

露崎委員　「知事の下に」と明確に。

竹川委員 県の会議ですが、点線で再生会議とつながっておりますね。これは護岸と同じように、再生会議から見ますと一つの個別会議という位置づけになるわけですね。ですから、これも同じように、全体の再生事業の中で個別の検討会議である。そういうことからいたしますと、再生会議との連携というのを一つ付け加えておいていただきたいと思います。これは護岸でやっていることと同じ役割、位置づけになるということでありましたら、問題はないと思いますが。

遠藤委員 これは資料1 - 2でちゃんと理解されるんじゃないですか。

竹川委員 要綱の中でそれを……。

倉阪委員 それは実態として確保されていれば、ここでそういう時間を使う必要はないんじゃないでしょうか。

竹川委員 皆さんがそうであれば結構です。

三番瀬再生推進室 今回の竹川委員がおっしゃるのもわからないではないのですが、三番瀬再生計画の事業計画というものは、当然、三番瀬再生会議の中で決めていただいて、それに基づいて実施計画をつくって事業を推進しているわけですから、当然、三番瀬再生会議との関係はあるわけです。まず、この検討委員会設置というような重要な案件につきましては、8月のときに、県が勝手につくったということじゃなくて、県のほうから再生会議に、こういう個別の検討委員会を設置したいと思っていますのでということで、御意見をいただきながら進めているところですので、御心配いただくのはしょうがないと思いますが、御心配いただかなくても、そこら辺のところは、この検討委員会を設置するという意味合いの中で当然入っていると、うちのほうは思っております。

三番瀬再生推進室 いろいろ御意見をいただきましたが、要綱案については今の意見の中で概ね御承認をいただいたようですので、ここで「要綱(案)」の「(案)」を取りまして、これからの議事は要綱に基づいて進めるということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

三番瀬再生推進室 ありがとうございます。

それでは、要綱第4条第2項の規定により、委員長は知事が指名することとなっております。

つきましては、委員長は倉阪委員にお願いしたいと思います。倉阪委員、よろしく願います。

それでは、倉阪委員長から御挨拶をいただきます。

倉阪委員長 御指名でございますので、私、非力ながら委員長を務めさせていただきます倉阪でございます。よろしくお願いいたします。

再生会議の際に、44の事業の中で、この要綱の目的に挙がっている三つの事業について、昨年度、県の中だけで検討されていた、そういったことを私が指摘し、開かれた形で検討を進めていただけないだろうかという発言を確かさせていただいたところでございます。その流れでこの会議ができたとは私は認識しておりまして、そういった意味で、いわば言い出しっぺに当たるような責任もございまして、こういった委員長を引き受けさせていただきますという経緯でございます。

したがって、これまでは県だけで決めていたものが、こういう開かれた場でいろいろな方の意見を受けながら計画案づくりを進めていくことになった。そういう場として皆さん

は認識していただければと思います。当然、この場で検討されたさまざまな計画案については、諮問機関としての三番瀬再生会議のほうに諮問され、そこでもう一度検討していただく。技術的な検討は三番瀬評価委員会のほうでしていただく。こういった経緯でございます。

この委員会の委員長を引き受けるにあたりまして、県のほうにお願いした事項がございます。私は自然科学的な知見がない。どちらかという社会科学制面的な面、そういったバックボーンでございます。この三番瀬再生実現化試験計画等検討委員会の取りまとめにあたっては、学識経験者の方の自然科学的な知見、そういったサポートは当然必要でございますし、それに加えて、できれば県の職員の中で、若手の職員で、千葉県の自然再生をこれからずっと担当していくような、担っていくような、そういった職員をできる限り早く雇用し、この場をその職員と一緒に経験したい、そういうことをお願いいたしました。これはすぐに雇用されるということでは多分ないと思いますが、しかるべき時期にそういった方が雇用されて、指名されて、そういった方と一緒に三番瀬再生の具体的な事業づくりをしていって、その経験が千葉県のいろいろなところに伝播するというようなことをお願いをしたところでございます。

それからもう一つ、私自身が整理をしなければいけない話として、三番瀬評価委員会にも私は入っております。今回、取りまとめの責任者をやらせていただくということで、私が取りまとめたものをまた評価委員会の委員として私が意見を言うのはなかなか困難なので、そのあたりは別途整理させていただこうかなということで、県のほうでは調整を進めているところでございます。

こういったところで、県の計画が早く実現するよという話もありますが、全体としてみんなが合意できて、三番瀬の自然再生にも資するもので、漁業者の方にも資する、みんなが「これはいい計画だね」と言うようなものを早く実現するように努めていきたいと思っておりますので、御協力いただければ幸いです。

三番瀬再生推進室　　ありがとうございました。

それでは、要綱第5条第1項の規定により、委員長が委員会の議長になることになっておりますので、ここからの進行は倉阪委員長にお願いいたします。よろしく願いいたします。

倉阪委員長　　それでは議事を進めます。

まず、要綱に基づき副委員長を指名するという手続になっております。副委員長につきましては、保全生態学、環境教育の専門家であられます吉田委員にお願いしたいと考えております。皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

倉阪委員長　　それでは、どうぞよろしく願いいたします。

では、一言御挨拶をお願いします。

吉田副委員長　　吉田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

今、再生会議の副会長と、もう一つの個別検討委員会で三番瀬環境学習施設等検討委員会のまとめ役をさせていただいております。三番瀬再生が、環境にとっても、漁業にとっても、また三番瀬を利用する県民にとってもより良い環境になるように、委員長を補佐してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

倉阪委員長　　ありがとうございました。
それでは議事を進行させていただきます。

(2) 千葉県三番瀬再生計画（基本計画及び事業計画）における 干潟的環境形成等について

倉阪委員長　　次に、議題（2）千葉県三番瀬再生計画（基本計画及び事業計画）における干潟的環境形成等について。これまでの経緯ということですが、事務局から説明をお願いいたします。

三番瀬再生推進室　　お手元にお配りした資料が、議案第2号については3点ございます。資料2-1、2-2、2-3です。

資料2-1は、三番瀬再生計画の基本計画あるいは事業計画に、この事業に係るテーマがどういう位置づけをされているのかという資料です。

2-2は、先ほど倉阪委員長の挨拶にもありましたが、昨年度（平成18年度）は県庁内の庁内検討グループということで、関係する課、研究機関で三番瀬再生実現化検討事業というものを実施いたしました。これについてはまた後ほど説明いたしますが、干潟的環境形成等の全国の事例を集めたり、それを分析したり、課題を整理したり、あるいは試験案の概要をまとめたり、そういうことをしております。

もう一つは、「平成20年度三番瀬再生事業（実施計画）の方向性について」ということで、これについては後ほど説明いたしますが、去る9月11日に第21回三番瀬再生会議が開催されました。そこで県から、44事業について、来年度はこういう事業の方向性で進めていきたいという提案をして、委員からいろいろ意見をいただいております。今後これについては委員からの意見をいただきながら県としてまとめていく予定ですが、この3事業については、この検討委員会で検討いただく三つの事業になりますので、この検討委員会の委員の皆さんからもいろいろな意見を出していただいた上で、県として方向性をまとめていきたいと考えております。

資料2-1に戻ります。

1ページ。三番瀬の基本計画の中で、「干潟・浅海域」「生態系・鳥類」「漁業」「水・底質環境」「海と陸との連続性・護岸」「海や浜辺の利用」、この6つの施策が検討していただく三つの事業に関連するテーマです。それぞれの施策に関係するもの、具体的に施策目標としてどういうものなのか、検討テーマとしてどういうものなのかについては、こちらのほうに表になっておりますので、御覧いただきたいと思います。

2ページ。これは、今申し上げた6つの施策分類について、施策分類ごとに基本計画、事業計画を記載したものです。

まず「干潟・浅海域」につきましては、基本計画にこういう形で書かれているのですが、特に何をすべきかということについては、下から3行目、「三番瀬の水循環を健全化し、河川等からの土砂供給を回復させ、多様な塩分濃度を有する汽水的な環境を創出し、海と陸との自然のつながる場所を増やし、生物種と環境の多様性の回復を目指します」ということが基本計画の中にございます。また、その下部計画である事業計画の中では、こちらに「第1次の事業計画の目標」と書いてありますが、下から5行目に「干潟的環境（干出

域等)形成に関する試験や淡水導入に関する試験を、必要な調査・検討をした上で実施します。試験にあたっては、モニタリングをしながら順応的管理により取り組んでいきます。「また」以下は、この3事業と直接関係があるものではございませんが、こういったものもやりますということが書いてあります。そういったことで、事業計画の中にこういったことをやるということがうたわれています。

続いて「生態系・鳥類」については、後ろから2行目に「現在残る干潟的環境を保全し、さらに多様な環境の復元を目指す」という記述がございます。また、それを受けて事業計画の中では、「また」以降ですが、「多様な環境の復元を目指すため、干潟環境(干出域等)形成の検討試験や淡水導入の検討・試験に取り組めます」と記述されております。

3ページ、「漁業」については、直接的な記述は見当たらないのですが、漁場の改善方法の検討、藻場の造成、いろいろそういったものも書いてございますので、干潟環境形成、淡水導入も、漁業の漁場の改善等にはいろいろな関係があると思います。

続きまして「水・底質環境」ですが、「そのため」以下です。「淡水や土砂の流入を通じて、多様な塩分濃度の汽水域の復活、干出域の拡大、多様な底質環境の形成について検討する」と書いてございます。事業計画の中では、それを受けて、「さらに」以下ですが、「多様な塩分濃度の汽水域の復活、干出域の拡大を図るため、干潟環境形成の検討・試験や淡水導入の検討・試験を実施します」と書いてございます。

4ページ、「海と陸との連続性の回復」。これについては、基本計画では、下から2行目、「護岸の海側及び陸側における自然再生の取組の検討、親水スポット等の整備により海と陸との連続性の回復を目指します」と書いてございます。それを受けた事業計画の中では、「また」以下ですが、「海と陸との連続性の回復や人が三番瀬とふれあい・学ぶ場として、湿地の復元等、護岸の海側及び陸側における自然再生の実現に取り組めます」と書いてございます。

最後ですが、「海や浜辺の利用」ということで、基本計画の中では、「人が海と親しめる場所や機会の確保、住民参加のもとでの海や浜辺の利用のルールづくりへ取り組んでいきます」と書いてございます。最後、事業計画の中では、「また」以降ですが、「人が三番瀬とふれあい・学ぶ場として、干潟環境(干出域等)形成の検討・試験や、湿地の復元等、自然再生の実現に取り組めます」と書いてございます。

このように、この検討委員会で検討いただく三つの事業は、施策分類の中でもいろいろなものに関係している事業で、この事業自体、非常に重要な事業ということで、こういう個別の検討委員会を設置して皆さんに御検討いただくようにしたものでございます。

続きまして、5ページ、「平成19年度千葉県三番瀬再生実施計画」。これについては、先ほどから言っております三つの事業については、今年度、試験計画の検討、影響予測等の実施を行うということが記載されております。そういったことで、県としては、こういったものについてもこの検討委員会の中で御議論いただいて、進めていきたいと考えているわけです。

6ページ、これが湿地再生ということで、これについては後ほど平成18年度の事業結果のところでも説明しますが、塩浜護岸のところにあります市の所有地での湿地再生を念頭に置いて、湿地再生に係る湿地環境や規模、構造等の検討を進めていきたい。この検討委員会の中に、実際に関係する市、県の関係課、関係する委員の皆さん方にも入っていただ

いておりますので、この検討委員会の中でいろいろそういう技術的なものを議論いただいた上で、再生会議にも説明した中で進めていきたいと考えております。

7ページ、8ページは、第19回三番瀬再生会議に説明した資料です。そういったものが実施計画の中でうたわれておりますので、事業については具体的にどういう形でやるのかということの説明したものです。

2の「事業の進め方」としては、「庁内の関係課等で組織している三番瀬再生実現化検討グループでの検討に加え、検討段階に応じて公開により学識経験者等の意見を聴きながら進めていくこととする」というふうに最初は6月の段階で説明したのですが、先ほど倉阪委員長から話があったように、いろいろな意見をいただいて、県としては、学識経験者のほか、地元住民の方、漁業者の方、環境保護団体の方、そういった方たちにも参加いただいた中で、意見を聴きながらこの検討を進めていきたいというふうに方針を決定して、その後、再生会議に説明して、こういう検討委員会の設置になったものでございます。

3番目の検討・試験については、県としては、昨年度の提案を、コンサル会社に検討の助けをいただいているいろいろ検討してきた中で、干潟的環境形成、淡水導入についてはこういうところも候補地だろうという提案を受けております。

資料2-1については以上でございます。

長くなりますが、続けて資料2-2の説明をしてよろしいでしょうか。

倉阪委員長 一たん切りましょう。

資料2-1で説明いただいたのが、これまでの三番瀬再生の基本計画、事業計画に書いてあること、今年度の実施計画に書いてあることの確認でございました。この中では、資料2-1の5ページですが、19年度は試験計画を検討する。したがって、この試験計画はどのようなものが原案として出てくるかというのは、この後、次回以降の検討会で出てくる。こういった理解でよろしいですか。

三番瀬再生推進室 はい。

倉阪委員長 それから、今年度中に、影響予測等の実施をやっていく。実際に現場の自然環境調査等を始めていきたい。これが5ページの19年度の実施計画に書いてあること。

ですから、具体的なモニタリング、先行の調査になるのかもわかりませんが、これを今年度からやっていくという原案でございます。そのモニタリングのやり方についてのアドバイスは、ここの検討委員会の専門家の方、あるいは漁業者の方、環境保護団体の方、それぞれからいただくことになろうかと思えます。

これが今年度のことではありますが、昨年度、既に調査がされているということで、資料2-2に基づいて昨年度までの県の中の検討の状況の説明に入りますが、この資料2-1について確認しておきたい事項がございましたら、お出しいただければと思います。

吉田委員 5ページ、6ページの千葉県三番瀬再生実施計画、これは昨年度決めて、再生会議の中でも了承されておりますので、これに基づいて行うということですが、7ページ、8ページは、再生会議資料ということで出されておりますが、この委員会の任務である(1)(2)(3)の中でもかなり場所は限定的な形になって、図も限定されているわけですが、この委員会としては、当然5ページ、6ページの実施計画に基づいて議論する、ここは異論のないところだと思いますが、7ページ、8ページの細かいところまで拘束されるのか、あるいはもうちょっと幅広に議論できるのか、そこだけちょっと確認しておきた

いと思います。

倉阪委員長 この委員会はきょうが初めてですので、7ページ、8ページについては、これから委員会の中でも検討する。検討対象ということで、これをそのまま前提として議論を始めなければならないということではないと思います。ただ、全体の流れはありますので、その流れを資料2-2に基づいて聞いた上で、それを取っかかりとして、これが妥当かなという御判断を皆さんにいただけるのであれば、県の考え方をある程度たたき台としながら検討を進めていくということでもよろしいのではないかと思いますけれども。

竹川委員 今のお話の件ですが、7ページから8ページにかけてのことですが、少なくともこの前段として、再生実現化推進事業ということで、平成18年1,200万ですか、19年1,300万ですか、既にいろいろと外部にも委託発注をしたりして調査をしてきた結果、ある程度限定的に「ここでやってみようではないか」という案になっていると思えますね。この問題だけに絞るということではなくて、その2カ所だけではありませんよというお話がありましたが、そういう広がる可能性はあるのでしょうか、少なくともこの2カ年間をかけて調査して下さった調査の内容について、この間の会議の資料にも若干ありましたが、必ずしもピタッと、それによってこうしたのだという調査でなくて、一般的な条件整備みたいなことではなかったかなと思うのですが、もう少しその調査の内容がわかれば、資料として出していただければいいのではないかと思います。

上野委員 確認ですが、いま倉阪委員長がおっしゃったのは、7ページ、8ページに限るものではないというふうに私には聞こえたのですが、この要綱からして、やはり7ページ、8ページの3カ所に特定されるのではないのかなという思いがしたのですが。その確認をしたかったです。

倉阪委員長 要綱で書かれているのは、干潟的環境形成の検討・試験、淡水導入、自然再生（湿地再生）こういう三つのタイプの自然再生事業でありまして、その三つのタイプの検討をどこでやるのかということについて、現在8ページで示されているこのところだけを検討するということではないという理解をしています。場所として。ですから、今後、浦安のほう、あるいは、これをやるには委員の追加が必要ですが、船橋のほうであるとか、適切な場所で三番瀬再生の効果の高いところで具体的な事業可能性が出てきたということであれば、そういったものは急浮上する可能性もある。ただ、これまでの検討の経緯から考えて、県のほうで県内で検討したものがありますので、まずそれをみんなで聞いて、その妥当性について我々がもう一度判断して、具体的に進めていく際に考えなければいけないこと、あるいは、そういった事業であるならば、それと同等の効果があるような別の事業もあるのではないかという提案をしていくとか、さまざまな可能性は残された上で、まず県の原案を聞くという立場だと理解しております。

上野委員 わかりました。

倉阪委員長 それでは、県のこれまでの検討の結果をお聞きするというので、資料2の説明に入りたいと思います。

それでは、資料2についてお願いいたします。

三番瀬再生推進室 続けて説明させていただきます。

資料2-2を御覧ください。

この資料は1ページから21ページまでと大部になっていますが、これの元は、数がな

くて2人に1冊配っているものです。全体の報告書としては、事例等が多いので、二百数十ページの報告書になっております。この「調査結果概要」は、その報告書の中から、主としてそれぞれの項目の取りまとめとなっているところを抽出して、こういう資料にまとめたものでございます。

では、資料の内容について説明いたします。

これにつきましては、「干潟的環境形成及び淡水導入の検討・試験」と「自然再生（湿地再生）事業について」（17ページ）項目としてはこの二つに分かれております。

まず、1の「干潟的環境形成及び淡水導入の検討・試験」ですが、干潟的環境形成ですとか、淡水導入の必要性、何でそういったものをつくらなければいけないか、そういう現状、そういったものが基本計画、事業計画の中に盛り込まれているわけですが、ここは、干潟的環境形成、淡水導入によってどういうことが期待されるのか、そういう機能や効果をまとめたものです。細かい点は見えていただければわかるので説明は省略しますが、「生物多様性の回復」は、生物多様性の観点から大きなものかなど。それと「海と陸との連続性の回復」「環境の持続性及び回復力の回復」「漁場の生産力の回復」「人と自然とのふれあいの確保」、こういったものが干潟的環境形成や淡水導入によって確保できるのではないかということが挙げられております。

具体的に、資料の3ページに、どういう干潟的環境形成、淡水導入の試験が考えられるのか。これはあくまでも候補地ということで昨年度の調査で提案されたものなので、先ほど倉阪委員長から話があったように、ここ以外は全く検討しないよということではございません。ただ、昨年度の検討の中でこういった候補地がいろいろなことから出てきておりますので、そういったところで何かやるとすればどういうものが考えられるのかということに記載しております。

具体的な方策としては、「人為的な土砂供給による干出域の創出」ということで、考えられる試験イメージとしては、砂を置いてみて、その砂がどういうふうに移動していくのか、そういったものを小規模な試験をやることはどうか。あくまでもこれは試験ですので、大規模にボンと投入するというのではなくて、砂の動きを見るとか、そういったことのために小規模な試験をやったらどうかということが出されております。当然、三番瀬の関係の事業ですので、順応的管理とか、いろいろそういうものに基づいてやっていくのは当然の話だと思います。候補としましては、資料2-1の7ページにありましたが、塩浜2丁目の前は一つの候補としてどうかと。将来的には、市川市が所有されている土地の前、いま護岸の改修工事がされていますが、そこでそういった試験をやったらどうかという話も検討の中では出されております。

また、猫実川からの土砂供給についてですが、これについては、後背湿地をつくったり、干出域の創出、旧江戸川からの淡水及び土砂の三番瀬への供給の対策として試験をやったらどうかということが提案されております。ただ、これ自体は、河川管理者の方とか、水利権を持っていらっしゃる方とか、いろいろそういう関係の部局や関係者の方がいらっしゃるのではなかなか難しいこととは思いますが、いずれにしても、管理者の方も入っていた中で、実際にできる試験かどうかについても検討していきたいと考えております。

また、「三番瀬への恒常的な淡水及び土砂の供給」ということで、これについては、この前の第21回再生会議でも放水路からの土砂の流入の話が出ましたが、そういったもの

も一つのものなのかなと。

資料の4ページですが、これは、そういったものを試験するためにはどういう試験をしたらいいのかということで挙げたものです。試験の内容としては、「地盤高に応じた生物生息状況」とか、「底質性状に応じた生物の生息状況」。こういった砂が波浪等の影響によりどんな形で流出し、あるいは当初形成した地形が維持できるのか、そういったものも検討する必要があるのではないかとということが挙がっております。

また、当然、「猫実川河口域への留意事項」。いろんな意見をお持ちの方もいらっしゃいますが、そういったものについても留意しながらやっていく必要があると考えております。

ただ、「やっていく必要があると思います」というのは、あくまでも検討の題材としてそういったものがあるということで、実際にそういったものをやっていくかどうかは、この検討委員会の中でいろいろ議論をいただいた中で、コンセンサスが得られればやっていくことになると思います。

5ページは、「試験の目的」。こういったことでということが書いてございます。

6ページは、試験のねらいとか、どういう条件でやるのが考えられるのか、モニタリングをすればどういう項目、例えば底生生物、マクロベントス、底質、地盤の固さ、地盤高、そういったものをモニタリングすればいいのかどうか、そういうことも検討されております。

続きまして、淡水導入の関係ですが、「猫実川を通じた旧江戸川からの淡水の導入」ということで、猫実川には、現在、旧江戸川から淡水が一部入っているということもありますので、そういったものを今後検討して、できるかどうか、できない場合も当然あるかと思いますが、増量可能性の検討とか、塩分変化の検討とか、そういったものを、あまり定量的とは言えませんが、概略の検討をしております。

9ページにございますが、当面の淡水導入の試験については、猫実川のところでそういったものができるかどうか、そういったものを検討の課題として出させていただくのかなと考えています。

具体的には、11ページから、干潟的環境形成に係る試験計画がございまして、先ほどから出ているように、2丁目の一番東側のすりつけ部に土砂を設置して安定性を見たらどうかということが、まず1点目として提案されております。2番目としましては、12ページですが、その場所での試験結果を踏まえて、市川市所有の市有地の前の部分、これはまだ護岸が完成してありませんが、この部分の試験をしたらどうかということが提案されております。それと、資料の14ページですが、猫実川においては、猫実川の上流の部分、猫実川の水門から高速道路のところですか、その場所に砂を置いて、土砂の供給とかそういったものを見たらいいのではないかとという提案もなされております。

以上が、干潟的環境形成、淡水導入に係る試験の昨年度出された提案でございます。

17ページが、「自然再生（湿地再生）事業について」ということで、これについても全国の事例を収集しながら、自然再生によってどういうものが期待されるのか、機能ですとか効果を抽出しております。それを三番瀬に当てはめる場合にはどういう形が検討していけるのか、そういったものについて検討しております。

資料の19ページは、「(3)自然再生（湿地再生）の断面イメージ」ということで、湿地再生といった場合にはどういう護岸形式なのかということも検討の対象になるのかなと。

全く開放的にしてしまうのか、閉鎖的なものなのか、それとも中間的なものなのか、そういったものも今後検討していかなければいけないものと考えております。

また、湿地再生については、資料の20ページにございますが、直接、干潟的環境形成との関連も考えに入れながら進めなければいけないのではないかと。先ほど申しましたように、護岸をどういう構造にするのか。それについては、後背地への影響とか、そういったものも当然考えなければいけない話だと思いますので、そういったものも当然考える。あと、ここに書いてあるような淡水の確保ですとか、湿地周辺の植栽、つくった後の維持管理をどういうふうにしていくか、そういったものもやはり今後検討していかなければいけないものだとということでまとめられております。

最後、21ページですが、先ほどから申しているように、市川塩浜地区の市川市の所有地で湿地再生ができないかどうかということを検討させていただきたいと思っております。市川市もこの検討委員会に入らせていただいておりますので、いいかどうかといった中で市としていろいろ意見を言ってくださると思います。実際には検討しても進まなければなかなか事業の推進は難しいと思いますので、皆さん方の間で意見交換をしていただいて、皆さん相互理解をした上でこういったものを検討、そして実際の事業に生かしていただければと思います。

実際にこの湿地再生については、事業計画の中でも書いてありますが、この中では検討が22年度までにされることになっておりますので、現在のところ、まずとにかく検討を進めて、次の段階につないでいくということが考えられることだと思います。

以上でございます。

倉阪委員長 ありがとうございました。

三つの種類の自然再生の事業について、今、18年度の県内の検討状況について説明をいただきました。

干潟的環境については、資料2-2の6ページにまとめているように、ある程度具体的に検討されている。この6ページの表のように、一番上のところについては、もう護岸の工事が進んでいるところで、すりつけ部というものがありますので、そこに砂を置くということをするかどうかということですね。市川市所有地前面については、その護岸形状等、まだ今は直立の形になっているはずですので、あのままの形のところに置いて本当に効果があるかどうかを含め検討していく必要があるのかなと思います。

猫実川については、これもある程度具体的に幅まで検討されているということがわかりました。

淡水導入については、9ページ、「(カ)当面の淡水導入試験」というところで、猫実水門に近いところで導入の試験を行う。これも具体的な方向が書かれています。

一方、自然再生の場については、19ページから21ページにありますように、場所として想定しているのは市川市がお持ちのところ。ただし、どういう形にするのか、これについて三つのイメージがまだ並列して残っていたり、まだまだ検討がこれからだという状況がわかったかと思えます。

これについて質問がある方。まず委員の中でお出しただければ幸いです。

遠藤委員 まず、全般について感じたことですが、ここにあります結果概要ですが、もう少し具体的な事例がわからないと把握しようがない。

ということかといいますと、何か目的があって何かをしようとするわけですが、何をどこまで実現するのか、そのために現状がどうなっているか。例えば淡水が入ったら塩分濃度が下がると言っているけれども、現状どの程度になっているか。そういう具体的な事例といいますか、調査データがないと、ではどのくらい塩分を下げればいいか、上げればいいのかみたいな議論になってくるわけで、そういう意味で、この資料を見ますと、あまり具体的でないといいますか。資料がないのかどうかわかりませんが。

もう少し大きく説明するとして、仮に水質浄化がなされていないとした場合、では、どういう状況でできていないのかということ調べて上げた上で、現状がこうなっているところを明確にしておかないと、何をどこまで改善すればいいのか。具体的にここで試験計画を立てなければいけないと仮に仮定した場合、どの程度の規模でやるか、どういう状況まで確認をするかというようなことを考えた場合、非常に抽象的なことが多くて、基本計画の中に書いてあることに近いようなことしか書いていないという印象なんです。逆に言いますと、もう少し具体的に書いてほしいのですが。

具体的に書いてあるところもあるのです。例えば、8ページの「淡水導入量の増量可能性の検討」とか、そういったところに、具体的に毎秒どのくらいの量があるとか、こういう数値が出てこない、我々は、そのことについて、どういう現象が起きるとか、どのようになってしまうか……。

具体的な例で言いますと、例えば江戸川放水路から今回水が相当出ましたが、外環状の放水路が完成したおかげで、毎秒約200トンの能力で排水ができるのです。おそらく今回はしていたんじゃないかと思えます。そのくらいの量が出ると、果たして、推測の域を出ないにしても、どういうことが起きるか。断面とか流速ということから考えるといろいろなことが考えられるのですが、そういうことが推測できる具体的な背景となる資料、それが多分こちらのほうにあるのかもしれないですが、いま現在、維持されていない。

例えば谷津干潟の例で言いますと、谷津干潟は現在どうなっているかということ、干潮、満潮で水の出入りがあって、表面に堆積していたと思われるヘドロ的な微生物あるいは鳥の餌になるようなものが生息する基質が全部流れてしまっている。ですから、ポールが刺さらないような状態になってしまっているのです。そういう現状がわからないと、どうしたらいいのかということになります。ですから、干潮、満潮の水の出入りなどを考慮した上で、いろいろな物理的なことを決定していくわけですが、そういう意味でも、非常に抽象的で、まとまっているのですが、工学的な意味でのデータがないので、いま現在ではわかりにくい。

今後、そういったものを具体的に提示していただければ。例えば干潟がなくなると。何と比較するかとしたら、過去のデータしかないのです。ところが、過去のデータが取れていないケースもある。では、どうするかということになるのですが、少なくともどの程度の干潟をつくりたいのか、あるいは過去どうであったかという具体的な例から、現在は何分の1になっている、そのなった理由は何かということを追いかけていながら、それを回復するためにはどうしたらいいかと考えていくわけですが、そういう意味で言いますと、具体的ないろいろなバックデータになるようなものが明確でない、なかなか把握しにくいという感じがいたします。

上野委員　私もそのような意見だと思うのです。科学的な知見がない上でこの場所にした

という部分があって、及川さんはわかるかと思いますが、2丁目のところに多少のあれは残っているとは思いますが、あそこに砂を入れて、波当たりは結構ありますので、それが流れていくのではないかと。また、漁港前には、かなり昔に漁協さんがつくった干潟がありますよね。あれも今はほとんど落ち込んでしまったというか。それは流れたのか、それとも地盤が落ちたのか、その辺の知見もないですね。そういった意味合いも含めて、あそこに砂を入れてそのまま残るかという疑念もあるのですね。今もしやるのであれば、浦安側の日の出のあたりが約4～6haありますから、そこを生かしたものを、藻場の再生も含めて、候補地の中に検討していったほうがよろしいのではないかと思います。

遠藤委員 13ページを御覧いただくと、三重県の例ですが、このように具体的な検討をしていかざるを得ないのですね。この場合に、いま話が出ましたように、どういう生物を復元させるかによって、配合が変わる。配合というのは、基質を決めなければいけないわけですが、これはそういうことをやっているプロセスでの検討なのです。今のは、波や何かによって砂が動いてしまうという問題があると同時に、例えばアサリならばどういう粒径が一番生息しやすいかという生物的なものがあるわけです。そういうことを考えていかないと、何を再生したいのか……。

この例は、私は過去にも見たことがあるのでわかっているのですが、浚渫土砂と、そこにある基質そのままのものを使った場合、生物生息に最も適した配合はどのような状態なのかということ調べているのです。このように、具体的なことをやらざるを得ないのです。そのために、現在、覆砂をすることした場合に、どこから資料を持って来られるか、あるいはどんな性質のものがあるかというデータがないと。それを調べて決めなさいというのがこの会なのかもしれませんが、取るところも持って来るところもないというような現状なのか。そうだとすると、また別な方法を考えなければいけないわけですね。そういうことをまとめていただきたいなと思っていただけたわけです。

できてないとしたら、それが何の理由でできていないのか、あるいは、どうなってしまったかということですね。それを今度はどこまで回復したいのかということ、ある程度……。それは仮定でも構わないのです。仮定を立ててやってみて、それはちょっと難しいだろうという結果になるかもしれませんが、あるいは別な方法が出るかもしれないということで、いろいろな事例を積み重ねていく段階で具体的なことがいろいろ決まってくわけです。その取っかかりとなるバックデータといいますが、そういう事例が具体的にこのデータに網羅されていないと、議論のしようがない。

抽象的な話だけで、干潟をつくりましょう、つくりましょうと。我々からすると、どのくらいの面積を必要としているのか。それは人によって、ある人はこのくらい、ある人はこのくらいとなってしまうので、今度は決めようがないということですね。機能を発揮させるためには最低限これくらいのもが必要だと。これは5m角くらいのもが置いてあるのですが、この程度の試験でいいんじゃないかということも決めるプロセスがあるわけですね。そういうことが全部出てくるので、工学的に考えた場合には、現状が与えられないと、どうしようということになってしまうのです。

倉阪委員長 ありがとうございます。

いつまでにそれを決めなければいけないのかということにもかかってきますので、資料2-3を御説明いただけますか。20年度に何をしたいのかということまで事務局の

心づもりを聞いた上で、さらに委員の間、あるいは会場を交えて議論したいと思います。
三番瀬再生推進室　それでは資料2 - 3を御覧ください。これは、先ほども申しましたように、平成20年度の実施計画の方向性について、県が第21回再生会議にお示したものです。

この中では、20年度については、今年度に引き続き試験計画、モニタリング計画を検討いただいた上で、できれば来年度のうちに試験計画ないしモニタリング計画を決定していきたいと考えております。

検討の期間としては、県がいま想定しているものは、19年度、20年度でどういう試験をやっていくのか、それに伴ってどういうモニタリングをしていくのか、そういったものを決めたいと考えております。

自然再生につきましては、今年度の検討をさらに継続して、もう少し次の段階に入りたいと。ただ、今年度の状況が、今のところこれから検討するというような状況でもありませんので、その進捗にあわせて来年度引き続き検討を進めていきたいと考えているところで

倉阪委員長　ありがとうございます。

いま御説明いただきましたように、19年度(今年度)にすべて決めるということではなくて、来年度に試験計画とモニタリング計画をきっちり決めたいと。今年度は事前の調査をやるということですね。

三番瀬再生推進室　先ほど遠藤委員からもありましたように、現状がわからないと検討もなかなか難しいということがあると思いますので、そのための事前の環境調査等についてはやらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

倉阪委員長　事前の環境調査をやって、具体的な試験計画、モニタリング計画は来年度決めていく。おそらくこれを決める際には、再生会議に諮問をし、その中で試験計画、モニタリング計画、具体的にこれは手をつける話になりますので、三番瀬評価委員会のほうの意見も聞いていくということに多分なるのではないかと思います。

この委員会でやらなければいけないことを整理したいと思います。

実は、これは資料3にあるのですが、再生会議が11月27日であって、ここで20年度の三番瀬再生事業実施計画というものが諮られる。その前に県の案をつくらなければいけないという形になります。これはおそらく、文章表現をどうするか。今、資料2 - 3で提示いただいたものを整理して、事業計画っぽくして、それを出していくということになると思うのですが、これについて、この委員会として、この委員会ができたのは遅いのでなかなかタイミング的に苦しいわけですが、委員の意見をできる限り反映していただくように県にお願いするというのが1点です。20年度の実施計画を委員として検討し、それに意見を出していく。それが一つです。

二つ目としては、今年度のモニタリング計画というか事前の調査、これは今年度からやっていくということですので、それについてさらに県のほうから、なぜそこであるのかを含めて今年度のモニタリング計画について御説明をいただき、それについて委員として意見を出していく。これが二つ目です。

三つ目としては、この場所だけではなくて、いま上野さんから「日の出ではどうか」という話もありました。こういう三つのタイプの種類をやっていくにあたって、本来どうあるべきかというある程度骨太の議論もこの委員の中でやっていく必要はあるかなというふ

うに思います。したがって、三つ目としては、この委員のそれぞれの立場として、この3種類のタイプの事業について、どういう事業であってほしいか、あるいはどういう事業であってはいけないか、そういう基本的な骨太のところの意見を出していただいて、それをまとめて、あらかじめ県のほうに提示をしていく。こういうことが三つ目の課題としてあるかと思います。

一つ目が、20年度の実施計画の文章について意見を出していく。二つ目が、今年度のモニタリング計画についてさらに説明を聞いて意見を出していく。三つ目が、この3種類のタイプの自然再生事業について、それぞれの委員の立場、さまざまにあるかと思いますが、こういう事業であってほしい、こういう事業であってはいけないという骨太のところの意見をあらかじめ整理し、今後の県の検討に役立てていただく。こういう三つのことを、9月に始まった委員会ではありますが、今年度中、ある程度集中的にやっていく必要があるかなと思っています。

ここまでのところで、まず委員の方、進め方の話もさせていただきましたが、御意見等ございましたら、お出しただければ幸いです。

竹川委員 この調査報告書、分厚いのですが、チラチラと見せていただいています。若干、テーマによって不十分かなという感じもするのです。いずれにしても、現状の把握がまず一番大事ですね。特に、いま候補地に出ています塩浜の護岸の前の海底の状況であれ、生物であれ、猫実川であれ、護岸のための調査はある程度行われておりますが、その先、沖合いのほうのこの辺の調査が不十分です。

それから、行徳湿地、この規約にも何度も出てきておりますように、これは、内陸性の後背の汽水域の、主として再生との関連では非常に大きなキーポイントになるような場所ですね。それからの淡水の導入の可能性であるとか、淡水に伴って土砂の導入の可能性であるとか、これはいろいろな選択肢があるようになっておりますが、これの影響が相当大きく試験のほうにも影響してくるのではないかと。当面、大野さんが言うように、20～30cmの土砂が入っているという現状からしますと、これの影響もおそらく数年続くのではないかと。前の平成13年前後の台風13号、15号あたりの土砂の流入量もデータ的には出ておりますし、そういうことから推定しても、今回の土砂の流出といいますが、流入というのでしょうか、これのある程度の想定もしておきませんか、せっかくの事前の調査も、こういう現象によってかなり影響されると思います。そういうことも含めて、事前調査の中でやっていく。

そのためには、現在行われている自然環境の調査なり、22年度に行おうとする解析の調査、いま会長がおっしゃったような評価委員会なり県のほうでやっていらっしゃる全体の調査との兼ね合いもあると思いますので、十分その辺の調整を取って、二重の経費にならないようお願いしたいと思います。

倉阪委員長 現状把握をちゃんとするというのと、行徳湿地との関連について今後考えていくべきというお話でした。

吉田副委員長 先ほど遠藤先生からも話がありましたが、どういう生物の回復を目指すかということ、これから検討しようと思っていることは、非常に関連が深いわけです。そういうことを考えるにあたってわかりやすいのが、委員全員のお手元にあると思いますが、『三番瀬の変遷』 三番瀬再生計画検討会議の青い波模様が書いてある本の67ページ

を開いていただくと、A3で大きな図があります。実は再生計画案のほうにもあるのですが、図が小さいものですから、こちらを見ていただいたほうがわかりやすいと思います。

まず、1番目の検討項目の「干潟的環境・干出域等形成の検討・試験」に関しては、これでいきますと、「潮間帯（干潟・浅瀬）の再生」のうち「干潟・浅瀬の再生」、あるいは「土砂の供給」、そういったところに関係してくると思います。そのときに、これは円卓会議のときの「海域」の委員会の中で議論されていたのですが、短期的目標と長期的目標があって、「短期的目標」を出された方の言葉では「小規模な干潟（さらし場）の復活」というような書き方がありまして、これは護岸とか、あるいは護岸の地先でなくてもいいのですが、小規模な干出域であっても、それは生物などにとっても非常に大事だよというお話があって、これが入っているわけです。そして、「長期的目標」で「干潟の造成案」と書いてある中には、これはさまざまなタイプの意見があって、これは時間のかかること、あるいは議論しながら進めていくことということで、もう少し議論してコンセンサスを得ないといけないものだ整理されているわけです。この委員会で議論するのはどこまでなのだろう、どれを目標としているのだろうか、それをはっきりしないと非常にぶれるのではないかと思います。もし「短期的目標」の「小規模な干潟（さらし場）の復活」が当面の目標の議論であれば、先ほどの「市川塩浜2丁目護岸の横」という案も理解できるころだと思いますが、もうちょっと広い干潟ということを考えていくのであれば、平成18年度の報告書の中にもありましたが、三重県のような形で、いろんな粒径のものを試してみるというもうちょっと大きな調査が必要になるでしょうし、そのあたりをどう考えるかをこの委員会の中で検討してから、具体的な試験計画に入る必要があると思います。

2番目の「淡水導入の検討・試験」のことについては、淡水導入のことが書いてあるのは2カ所あるのです。中項目で、「潮間帯（干潟・浅瀬）の再生」の3番目に「淡水の供給」と書いてあります。放水路からの淡水導入、猫実川からの淡水導入、小河川からの淡水導入、あるいは境川からの淡水導入ということが書いてあって、これはまさにこの部分を言っているのかなとも思いますが、平成18年度の調査の中では、ずっと下の13番目の「汽水域の回復」。三番瀬全部を汽水域にしてしまおうというのではなくて、さまざまな環境があるのが望ましいという中の一つとしてあるわけです。それには、先ほど資料2-2で説明いただいたように、あまりにも少な過ぎる。せいぜいプラス・アルファして0.05 t/sですか、そのくらいしかプラスできないということになると、この(13)は望むべくもないのかなという形になっていて、そういう理解でいいかどうか...。汽水域にはならない、したがって、そういった塩分成層ができることによる貧酸素化ということは考える必要はないと、そういうぐらいのレベルだと理解していいのかなと思うのですが、それも、(13)じゃなくて(3)のほうだということを通理理解しておく必要はあるかと思えます。

24番と書いてある「自然再生（湿地再生）事業」に関しては、下のほうの「アシ原・塩湿地の再生」とか「内陸湿地・小河川の再生」とか、そのあたりに関係しているところかなと思いますし、また具体的な「(1)干潟・浅瀬の再生」、「(2)土砂の供給」、両方に関係してくることであり、しかも、資料2-3に書いてありますように、塩浜護岸の改修と環境学習の場とも絡めながら検討していかなくてはいけないところですので、これに対しては総合的なイメージがつかれないと、ただ単に環境の側面からでは済まない。やは

り利用とかそういったことも含めて考えないといけないので、そういった議論が必要なのだらうと思います。いわば、既に設置されているほかの二つの個別委員会と一緒に考えるようなことが必要な部分になってくるだらうなと思います。

3点について、考えなければいけない前提のことについて、私が考えていることをお話しさせていただきました。

倉阪委員長 三番瀬円卓会議の検討と整合性のあるような形で、『三番瀬の変遷』の67ページを具体的に示して解説いただきました。そういった中で、総合的な考え方、あるいはほかの二つの委員会との調整、こういった視点もいただいたところです。

遠藤委員 先ほど具体的に申し上げたのですが、関連して。

例えば、今この表をもとに話が出ましたが、淡水供給ということで、例えば放水路からの淡水導入とか猫実川からの淡水導入と具体的に書いてありますが、要するに、こういったところの川から最大どのくらい供給が可能なのかということのをこれから調べるのですか、ということなんですね。あるいは、過去のデータとして実際どのくらい流量があったかということ、例えば今年やるとしても1年間ぐらいのデータしか取れないわけです。そういう意味で、淡水導入をしたい場合に、この程度の結果が試験として出てきたとした場合に、そういう量が期待できるのかどうかということも頭に入れておかないと、淡水導入したいけれども供給源がないということになってしまうのですね。

それから行徳湿地の件でも、現地を見てきましたけど、どのくらいの水を入れかえたいのかというのがなくて、開削路がいいとか暗渠がいいとか。流量が決まれば、当然、断面が決まってくるわけですね。先ほどの谷津干潟の例ですと、高速道路ができたおかげで断面が小さくなってしまって、流速が上がって、その結果、干潮・満潮でヘドロが全部流れてしまっているということが起きているわけです。ですから、どのくらいの量を交換したいのかということがある程度目途としてないと、どのくらいの断面にするか、その断面なら可能だといくわけですが、そういうところをはっきり決めるためには、そういうことが調査されていないと実現はしませんということですね。

試験として実現したとします。例えばこういう試験をやって、これがいいということではあるのですが、それはそれ、現実はこちら、となってしまう。もし試験をする場合に、現在、淡水が入ってくる場所があるとすれば、別な方法で供給するよりも自然な供給場所を選んだほうがいいわけですから、そういう状況があるならばその場所を選んでやるとか、そういうところにつながっていくわけです。そういう意味の「現状がどうなっているか」ということを十分調べたものがないと、動きようがない。それをこれから調べるといことなのかなと。全くデータがないというわけではないだらうと実は感じているのですが。

及川委員 猫実川からの淡水導入の件ですが、これは我々漁業組合が江戸川放水路を開けたときのシミュレーションをやると、真水が停滞する流域が出てくるんですね。猫実川からの淡水が、それがどの程度かわかりませんが、もし多かった場合に、ある程度の流れで1カ所に溜まって、それが我々の漁場のほうまで影響が出ると、漁業のほうにも絡んできますので、その辺は慎重にやってもらわないと。汽水域という話になりますが、漁業者とすると、あまり汽水域を近くにつくって欲しくないから、その辺もよく検討して、漁業と自然と両方がいいような感じの淡水導入を考えてもらいたいと思います。

倉阪委員長 ありがとうございます。

遠藤さんからは、現状、データはちゃんとありますよねという確認ですが、これは事務局、よろしいですか。今後、具体的な計画を出すときに、現状ちゃんとしたデータをもとにした具体的なもので出してもらいたいということですが、よろしいですね。

三番瀬再生推進室 お示した調査結果については、概要ということで、遠藤委員がおっしゃるようなものが入ってなくて大変申しわけございません。今2人に1部お配りしている昨年度やった実現化の検討調査の報告書の中には、データも入っているものがございます。ただ、遠藤委員がおっしゃっているものがすべてそれで満たしているかどうかわかりませんので、また、この中に入っていないデータ等あると思いますので、そういったものも含めて必要なデータをできるだけ出したいと思っています。

倉阪委員長 三つのタイプの事業について、こういう事業であってほしくないという中に、及川さんからお出しいただいたような内容も当然含まれてくる。そのあたりは、次に時間も取って、こういう事業が望ましい、あるいはこういう事業であってはいけないというところを、ある程度具体的に委員の方から出していただくことにしたいと思いますので、きょう御発言いただいている方もそのときにお出しいただくようお願いしたいと思います。

(3) 今後の進め方について

倉阪委員長 資料3の話をしていただいて、それで会場のほうの御意見をお伺いしたいと思います。資料3に今後のスケジュールの1枚紙が出ていましたので、簡単に御説明ください。

三番瀬再生推進室 資料3の説明をいたします。

今年度、県で三番瀬再生実現化推進事業という事業の検討等を行うことになっております。この検討委員会で主として御検討いただいた上で、県としてもいろいろこれから進めていきたいと思っています。

きょう9月20日、第1回目の委員会を開催いたしました。第2回目は、先ほどいろいろデータの話もございましたし、また、いろいろな県としてのたたき台的なものをつくる時間も必要なので、県といたしましては、できれば11月中旬くらいに第2回目の検討委員会を開催していただきたいと思っています。ただ、期間が少し開きますので、先ほど議題(2)でも話がありましたように、それぞれの委員がこの3事業についてお考えになっていることをいろいろ聞かせていただく必要があると思っています。実際に聞かせていただく場を第2回委員会で設けたいと思いますが、その前に、皆さんがどういうお考えを持っているか、事前にある程度他の委員にもわかっていた上で実際の意見交換をしたほうが、より効率的な意見交換ができると考えておりますので、お認めいただけるようであれば、県のほうから、こういうことで自由に意見を書いてくださいというものをそれぞれの委員に送らせていただき、それを県のほうに取りまとめた上で、次回の検討委員会でそういった意見交換をしていただければいいなと考えております。

それとあわせて、先ほどから、試験計画、モニタリング計画について簡単な説明をしておりますが、具体的なものがまだ出ておりません。そういったものについては、県としてできるだけ具体的なものをたたき台として提案させていただいた上で、御意見をいただければと考えております。

第3回目も、基本的には御意見をいただくということ、試験計画、モニタリング計画案

について御意見をいただくことをあわせてお願いしたいと考えております。ただ、先ほど遠藤委員からもございましたように、現況の把握については、どういふことを現在の段階で把握しなければいけないということもございますが、できるだけ後々に役立つように、早目に自然環境調査という形で現況の把握に努めたいと思っております。

2回目、3回目、4回目でいろいろそういったものの御検討をいただいて、最後の会については、今年度のまとめということで、今年度の段階でどこまで到達したのかを取りまとめるような形で検討委員会を開催していただければと思っております。

再生会議との関係につきましては、先ほど倉阪委員長から話ございましたように、11月27日の会議では、こちらの検討委員会の検討状況についてと、もう一つ、これはほかの事業もすべて対象になるのですが、来年度の事業の方向性について議論いただくことになっております。その内容についても事前に皆様方から意見をいただいた上で、県としての考えをまとめて説明させていただきたいと思っております。

以上でございます。

倉阪委員長 次の再生会議に20年度の実施計画案を出すわけですね。したがって、私がさっきまとめたように、県としての実施計画案の文章について、委員会を11月に開けたとしても、そこで議論して、時間が間に合いますか。

三番瀬再生推進室 そこですと時間がございませぬので、委員の皆様にご意見を事前にいただいた上で進めていきたいと思っております。それについても、私のほうから、こう考えているけれどもという県が考えているものを出した上で、委員の皆さんからの意見をいただいて、最終的に出したいと思っております。

倉阪委員長 次の委員会までに、20年度の関連事業についての事業計画案、いま資料2-3で見ていただいたものを事業計画らしく書いたものをお配りして、それに対しては文章で意見をいただかざるを得ない。

それから、それぞれの意見についてですが、会議をせっかくやるのに、その前にすべて整理をしるというのも実は負担になるので、事前に出せる方、あるいは欠席される方は事前に出していただく。貴重な時間を割いて会議に来られる方は、会議の場で発言していただいてもそれは構わないという形にしたいと思っております。そこは委員会を開催する意味というか、これだけの時間を使ってここに来て意見をを出していただく、そのために集まっているわけですから。事前に整理して、出せる方は出していただく。そこは義務という形にするとおかしくなりますので。欠席される方はできる限り出していただきたい。出席される方でも、事前に出せる方は出していただければありがたい。こういう位置づけにしたいと思っております。

ただ、20年度の実施計画案についてだけ、これは日程の関係上、文章で意見をいただくという形にさせていただきます。

これは第1回目の検討委員会で、実際に議論が始まったのは遅くなったので駆け足になっておりますが、この委員会自体についての意見でも結構ですし、今回の議題についての意見でも結構ですので、意見のある方は挙手をいただければ幸いです。

今5人挙がっておりますので、簡単にそれぞれ御意見をいただければと思います。

発言者A 三番瀬サテライトを運営しているAといいます。

私の国語力が悪いのかどうか知りませんが、「(目的)」ですが、「具体的な助言を

受けることを目的にして」とありますが、この意味は、委員会が助言するんじゃないんですか。委員会を設ける趣旨は、県が助言を受けるために委員会を設けるのですよと言っているのだから、委員会の目的は助言することであって、助言を受けることではないと思うんですね。だから、言っちゃ悪いですけども、先ほど学識経験者の人たちが、何も資料がないじゃないかという話をする以前に、現状把握は委員たるもの自分でするべきであって、県にそういうものを求めるべきではなくて、皆さんで言うならば、「こうあるべきだ」というものを提案するための助言なのであって、「聴く」というタイプでこういう委員会で無駄遣いをされちゃ困るということだけ申し上げます。

発言者 B 再生会議の B です。

遠藤委員から再三、再生の理想的なものとか、こういう姿にするのだという議論が。やはりこれは、再生会議の中でワーキンググループをつくって大きな議論をしないと、ちょっと無理なのかなと思いますので、それは再生会議の中で提案したいと思います。

それから、目標生物のワーキングはまだ動いていないということで、県にはこれはぜひ早く動かしていただかないと、両方の整合性が取れないんじゃないかと思っています。

もう一つは、きょう資料で報告書があるという話だったんですか、これは僕らは見られないので、ホームページに上げていただくか、再生会議の委員には少なくとも見られる状態にしてください。それからサテライトオフィスに置くなり何なり。そうしないと、議論を聞いていてもわかりませんので、よろしく願いいたします。

例えば淡水導入についても、例えば猫実川に流れている汚濁物質をまず止めないと、その効果は出ないので、そういうプロセスも含めて、県としてそういうものを止める意思があるのかなのかとか、市と協力してやる意思がないのかとか、そういう部分も含めて、実験の前のプロセスとしてそういうことをクリアしていただきたい。

もう一つ、護岸検討委員会との関係で、塩浜 2 丁目の端は、実は僕のほうで「砂をちょっと持ってきたらどうですか」という話を提案したわけですが、あれは非常に小規模ですし、その前に、三角地なので、砂が逃げにくい構造になっていますので、これを護岸検討委員会で検討するのか、こちらの結論を待って、それでしかできないのかということ、その辺の調整をきちっとしていただきたい。

それから、倉阪委員長から、評価委員会にこの検討委員会から直接要求を出すという話がありましたが、ほかの個別委員会もそういう形になると困りますので、再生会議をきちっと通して、再生会議から、例えばこの検討委員会であったのでこれを評価してくださいという形でないと、多分、評価委員会のほうは混乱すると思います。よろしく願いします。

最後に、もっと全般的なことをやるなら、船橋、浦安を含めて議論するのであれば、県の委員が 5 名も入っていて船橋の人が入らないというのも……。もしそういう意思があるのでしたら、20 人以内であればもうこれ以上増やせないことになりますので、それは根本的におかしいのではないかと思いますので、よろしく願いします。

発言者 C 千葉県自然保護連合の C と申します。

今、後藤さんが言われたことと同じことですが、検討委員会の中に県の方が 5 人も入っている。県は事業者ですよ。それでなぜ 5 人も入っているのか。そしてまた、同じことになりますが、船橋は入っていない。おかしいのではないかと思います。それについて県

の方からお聞きしたいと思います。

発言者D 三番瀬を守る署名ネットワークのDです。

同じことを3回繰り返すことになるのですが、要は、「干潟的環境の形成」と「淡水導入試験」ということで、三番瀬の恒久的な土砂の供給で江戸川放水路からのことが検討事例として入っているの、それならば船橋漁協の代表の方がこの委員会に入ってしかるべきであろう。事業者の方を減らしても、船橋の漁協の方が入ってしかるべきだろうという意見です。

発言者E 江戸川区から来ましたEと申します。

県の説明で、この検討委員会と再生会議の関係で、この委員会の検討状況は必要なときに報告すると言われました。日程を見ても、再生会議はたくさんやられないので、「再生会議が行われる都度、報告する」というふうをお願いいたします。そうでないと、経過が一部抜けてしまって全体が見えなくなってしまうことがあるので、よろしく願います。

二つ目は、先ほどもどなたかがおっしゃいましたが、この委員会のメンバーに県の関係の人は5人いらっしゃいます。全体の4分の1です。やっぱり、こういう人たちは入るのはどうかと思います。というのは、先ほども言われましたが、助言をする委員会の中に助言される人がいるというのは、非常に閉塞的な構成の方法ではないかと思います。それと、メンバーの中に代理が非常に多いです。ほかの委員の方は真面目に出ていて、代理は許されません。県の方は代理代理ということで出ております。こういうのはどうかと思います。

それから、この会議が始まりましたが、どうしても皆さんに認識してもらいたいことがあります。一つは、再生事業のキーワードになっております「再生の目的」ということと「順応的管理」です。これは計画案とか基本計画に詳しく書いてあります。そのことについて、皆さんで一度文章を目で確認して、認識を一致させた上で進めることが、再生事業を検討する上で大事ですし、議論をスムーズに進める上でも大事ではないかと思いますので、ぜひ検討をお願いいたします。

それに関連して、私は、「干潟的環境の形成」については、最大の目的、つまり生物の多様性とか、環境の持続性の回復、海を狭めないとか、こういうものに反するもので、事業計画のパブリックコメントでも言いましたし、そのほかの方もたくさん言っていました。しかし、こういう形で発足したわけです。そういう中で、成功した例というがないのですね。そういう点で、千葉県で実際に行われている幕張の浜の事例とか、名古屋の藤前干潟について環境省が見解を出しておりますが、この文章についても一つの例という形で、共通の問題ということで勉強会を設けていただき、その上でしていただければと思います。

以上、はしょりましたので、私は文章を書いてきましたので、後ほど県の方に出して、発言ということで取り扱っていただくようお願いいたします。

どうもありがとうございました。

倉阪委員長 時間が延びておまして恐縮ですが、あと5分ぐらいおつき合いいただければと思います。

今、委員構成についてありましたが、将来的に、船橋の関係、もしかしたら習志野とか、ほかのところに関係するようなことがあれば、委員は追加し、「20名以内」を「20名程度」にすればいいわけですね。そのあたりの県の考え方だけ簡単に。

三番瀬再生推進室 個別の検討委員会の基本的な考え方は、「20名程度を上限とする」という

ことになっております。検討内容は、県のほうでは、塩浜護岸の前面、猫実川の川の中、そういったものの検討を最初にやっていただきたいという考えがございました。そういったことで、浦安あるいは市川の方に入っていたいただいているところでございます。検討の内容が船橋になるということであれば、状況を見ながらそこら辺のところは検討していきたいと思えます。

倉阪委員長 議論の中で幅広く検討していくということですから、この会議が開催されているということ、オブザーバーで傍聴もできるということ、これは今の段階からでもちゃんと船橋のほうにもお伝えしたほうがいいかと思えます。基本的には、県の具体的な計画は三つですが、この委員会で検討する三つの中には、この三つのタイプの事業についてどうあるべきか、何をやっちゃいけないのかという委員の考え方が出てくるということですから、その部分については船橋も関係する可能性はあるわけです。したがって、委員の追加ということではなくて、第1回のときにこういった話になっているので、第2回以降の連絡は差し上げて、傍聴に来ていただくように御案内を差し上げるということをしていただければありがたいと思えます。

三番瀬再生推進室 今の委員長のお話はわかりました。

倉阪委員長 それから報告書についてですが、私もこの大部のものをみて、かなりおもしろいことが書いてあるなど。全国各地で実施されている干潟再生の取り組みの事例について、かなり細かく収集されております。できれば、これについての勉強会を企画していただいて、これは委員会ではなくて、出られる方がこの報告書についての勉強をする。そして、干潟の再生の事例であるとか、ここでまとまっているものについて、県に対して質問もしていく。こういったことをやっていければありがたいと思えます。

この報告書自体、今「公開を」という話がありましたが、これについての回答は。

三番瀬再生推進室 現在は、三番瀬サテライトオフィスに1部置いております。第19回再生会議のときに概要について説明したときに、まだ置いていないけれども置かせていただくと行方から説明したと思えますが、その後、1部、サテライトオフィスには置いております。ただ、本日、検討委員会の委員に1人1部当たっておりませんので、そういったものについては、なかなか刷るのは大変なんですけれども、できるだけ速やかに考えたいと思えます。

倉阪委員長 これは基礎的な資料ですので、委員には1人1部ちゃんと届くようお願いいたします。その上で勉強会を開催し、勉強会については一般の人も傍聴できるという形にして、いろんなところの情報は共有した上で議論したほうが建設的だと思いますので、そういった機会が確保できるように御配慮いただければありがたいです。

10月には今は何も入っておりませんので、10月に、既にある報告書の勉強会ということであれば、刷らなければいけないですが、そう新たな準備は県としては要らないと思えますので、日程調整をして連絡するということがいかがでしょうか。急な話ですけれども。

三番瀬再生推進室 委員長と相談させていただきます。

吉田副委員長 報告書の件で、私もこれは委員に1部ずつ必要だと思ってそんなことを申し上げたこともあったのですが、これを見たら、カラーじゃないとわからないページもいっぱいあって、なるほどこれは全部カラーコピーしなければいけないから、準備に時間がかか

るというのはそういうことかとわかりました。そういう面で言えば、関心がある人が見るというのでは、サテライトオフィスに1部あっても、それをコピーを取ったらモノクロで見えなくて意味がわからなくなっちゃうので、PDFファイルで手に入るようにしておいていただければ、それが読めるからいいという人は別にカラーコピーしなくてもいいわけですし、そういう対応を考えていただけたらいいんじゃないかと思えますけれども。

倉阪委員長 PDFファイルでいただいたほうが、逆に、使い勝手がいいかもしれないですね。持って歩けますし。

吉田副委員長 カラーコピーのほうが必要という方ももちろんいるでしょうから、全部それにしろというわけではないのですが、そちらのほうが都合がいいという方にはPDFファイルを。

三番瀬再生推進室 どういう形かは別にして、できるだけ皆さんに見ていただけるようにします。

CDに焼くというのはだめなんですか。

倉阪委員長 PDFファイルのほうがいいと思います。

三番瀬再生推進室 わかりました。

(4) その他

倉阪委員長 「その他」について、何かありますか。

三番瀬再生推進室 最後に事務局からお願いしたいことがございます。

先ほど第2回目の検討委員会は11月中旬にできれば開催していただきたいという話をいたしました。なかなか皆さんお忙しい方なので、できればこの場で委員の皆さんに御都合を聞いた上で決めていただければ、事務局としてはありがたいと思っております。

倉阪委員長 11月19日から21日までというメモが入ったのですが、私は20日はだめなので、11月19日か21日で開催できればありがたいと思いますが。

11月19日は都合が悪い方はいらっしゃいますか。(2名挙手)

21日が都合が悪い方。(挙手なし)

では、11月21日(水曜日)の方向で開催したいと思います。

かなりあきますので、勉強会をその間に企画していただければと思います。

ほかに何かありますか。

竹川委員 行徳湿地の連携調査の結果について内陸性湿地の整備検討委員会のほうに報告されているのですが、その内容は、先ほど遠藤さんがおっしゃったように、海水交換と関連して淡水の導入とか、土砂の供給。暗渠から開渠へという問題についても、そこで報告されているように聞いているのですが。再生会議も含めてこれの調査については今まで聞いておりませんので、できましたらこの会議に連携調査の委員会でやったデータを、これは全員でなくてもいいと思いますが、じかにでも見られるようにしていただきたいと思います。

もう一つ、これに関係して、暗渠から開渠という問題については、検討協議会のテーマになっていないと理解しているのですが、それはこの会議で扱うようなことになるのでしょうか。その二つをお願いします。

三番瀬再生推進室 いま竹川委員からあった発言についてですが、去る8月1日に開催された

第20回三番瀬再生会議において、きょうも来ておりますが、自然保護課から、「行徳湿地と三番瀬を結ぶ暗渠水路の開渠化に関する検討経緯等について」ということで説明しております。その中で、この三番瀬実現化推進事業については、三番瀬再生実現化推進事業で検討の対象とする市川市塩浜の市川市が所有している土地での湿地再生、開渠化についても、実際にできるかどうか、そういう可能性についても検討していくという話を、その場においてはしております。ただ、連絡水路の開渠化の話については、直接は行徳湿地の連携検討調査ということで、そちらの協議会のほうで検討されている内容ですので、その検討内容をこの場で説明するというのは、ちょっと筋違いかと思えます。

倉阪委員長　次回、この3種のタイプの事業を検討するにあたってこういう検討をしなければならない、こういうタイプであってはならない、こういうタイプが望ましいということを出していただきますので。例えば淡水導入ということを検討する際に、そういったものとの連携が必要だという考え方を竹川さんから出していただく。そういったことで、この会議との連携を図っていく。その中で、必要であれば具体的な検討に突っ込んでいくということになるかもしれません。まずは手順としては、淡水導入を検討する際には欠かせないこととしてそれがありませんよという指摘を竹川さんからしていただくという手順になるかと思えます。

次回までに宿題が出ました。平成20年度の事業計画の書きぶりについての意見は書面でいただく。次の検討委員会で、それぞれのタイプについて、どういう事業であるべき、どういう事業であってはいけない、そういったものについてのそれぞれの委員の意見をいただく。可能であれば事前に文書でいただくのはありがたい。出席いただける方は、その場で御発言いただいても結構です。こういうことで進めていきたいと思えます。

初回からかなり延びてしまい申しわけございませんでした。事務局のほうに最後の進行をお返ししたいと思います。

5. 閉 会

三番瀬再生推進室　長時間にわたり御議論いただきまして、ありがとうございました。以上で第1回検討委員会を閉会とさせていただきます。皆様、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

以上